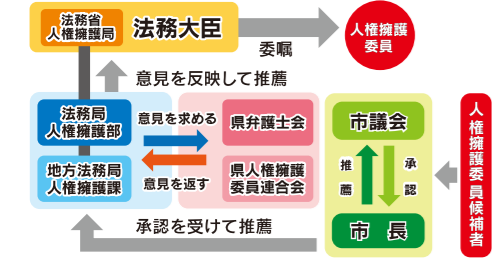


育てよう広めよう人権の意識 ~人権擁護委員の取組~

互助



啓発活動のほか、法務局と連携して地域の皆さんから人権相談を受けています。



人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。主に心配ごと相談に民生委員児童委員、行政相談委員と連携して従事するほか、各法務局支庁管内の人権擁護委員としての相談業務をはじめ、学校訪問による啓発活動、子ども、男女共同参画、高齢者等の委員会活動、研修にあっています。平成30年2月1日現在 県内257人の委員が活動中

問い合わせ先
宇都宮地方法務局 本局(宇都宮市小幡2-1-11)
◆電話:028-623-6333(代表)
宇都宮地方法務局 栃木支局(栃木市片柳町1-22-25)
◆電話:0282-22-1068

相談に来てよかったと思える雰囲気づくりを大切にしています(布袋田会長:談)



まちをよくするみんなの声 ~行政相談委員の取組~

互助



行政相談委員の主な活動は、心配ごと相談会場での相談対応(福祉全般、年金、道路標識や段差、河川堤防や水路、街路樹など)などです。このほか、市内イベント時の啓発活動や相談受付、各種研修、個別の相談対応等があります。
※心配ごと相談の詳細日程は広報最新号をご覧ください。
平成30年2月1日現在 県内81人の委員が活動中



国や県、市の行政活動についての困りごと、相談ごとを個人から受けつけている総務大臣から委嘱された市民です。



問合せ先
総務省 栃木行政監視行政相談センター(行政監視行政相談課)
宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎
制度に関する問い合わせ先 電話:028-634-4680
行政相談の電話:0570-090-110



(市民の責務)一部抜粋
(2) 人権を尊重し他の個人としての侵さないこと。

らいさまNEWS

今回はらいさまニュース拡大版でお届けします



国際交流

平成29年8月20日~26日に中学生海外派遣事業(中学生13人を含む16人)が催されました。その際、訪問団からトーマス市長へらいさま第4号が手渡されました。写真はその模様です。3月21日~26日にはドイツからの中学生訪問団の受け入れです。限られた時間ですが、市内外で様々な体験をしていただきます。
※らいさま第4号には国内交流・国際交流を特集。トーマス市長(写真左)の寄稿文も掲載しています。



らいさま県外へのアピール

平成29年12月に、らいさまの発行事業を、日本計画行政学会の第17回計画賞へ応募しました。結果は、予備審査止まりでしたが、奨励賞をいただきました。計画賞は全国知事会、市長会の後援を受けている権威ある賞です。引き続き紙面充実をめめますので、今後とも市民みなさまのご理解と支援をお願いいたします。



心配ごと相談について

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。(相談は無料)
一般相談(第1・2週)・・・民生児童相談委員、人権擁護委員
総合相談(第3週)・・・民生児童相談委員、人権擁護委員、行政相談委員
児童母子相談(第4週)・・・主任児童委員
◆開催日時、会場は広報の最新号をご確認ください。
問合せ先 社会福祉協議会 ☎ 0285-43-1236

シティプロモーション

市から国へ提案して実施している事業があり、その一つが地方創生事業です。市の知名度アップと地域への経済効果を狙い、市では下野市を舞台にしたご当地アニメ「サクラノチカイ」を製作しました。アニメの中の古麻呂はいつもよりかなりのイケメンに仕上がっていますよ!!



編集後記

民生委員制度は、平成29年をもって、100周年を迎えました。国から委嘱された委員の皆様は、任務を全うすべく日々努力、精進し、熱い気持ちをもって取り組んでいると感じられました。取材の先々で、委員の皆様のやりがいと日々ご苦労されている点を伺いました。これらを文字で表現することは難しいのですが、少しでも紙面をご覧の皆様へ制度の有様が伝われば幸いです。(Kurosu)

らいさま

＜特集＞国との広域連携とたすけあい!

栃木県下野市は、雷とともに夕立が多い地域です。雷は昔から「雷(らい)さま」と呼ばれ、豊かな作物を育てる恵みの雨をもたらす存在としてあがめられてきました。雨降って地固まると言われるように、この情報紙が、豊かな地域づくりにつながるように「らいさま」と名付けました。

下野市自治基本条例とは...
私たち市民にとって、よりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方、ルールを定めた自治基本条例(平成26年4月制定)は、特別な規制を設けるものではなく、日々さまざまな活動を行っていく中で、よりよい下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。



- P.2 紹介する委員の特徴
- P.3 民生委員・児童委員
- P.4 保護司 更生保護女性会
- P.5 人権擁護委員 行政相談委員

【表紙】子どもの人権絵画コンテスト作品展示の様子(グリムの館 平成29年10月14日~29日)



たすけあいは、自助、互助、共助、公助の4つからなります。

らいささま第5号で、県、近隣市町との広域連携を取り上げましたが、第7号では国との広域連携を対象とし、国が委員制度を設け地域福祉の向上を目指すものにスポットをあてました。地域における日常生活のセーフティネットをささえるために、国から委嘱され、日々、業務に従事し汗をかいている方がいます。民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員について取材しましたのでご紹介します。
※ 委嘱・・・組織外の第三者に、お願いして組織や役割に就いてもらうこと

下野朝臣古麻呂(しもつけぬのあそこまる)
(大宝律令の選定に携わった下野市ゆかりの人物)

紹介する委員の特徴

	民生委員・児童委員	保護司	人権擁護委員	行政相談委員
根拠法	民生委員法(昭和23年制定) 児童福祉法(昭和22年制定)	保護司法(昭和25年制定)	人権擁護委員法(昭和24年制定)	行政相談委員法(昭和41年制定)
委嘱者	厚生労働大臣	法務大臣	法務大臣	総務大臣
任期	3年	2年	3年	2年
目的使命	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。 (民生委員法第1条) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関しサービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。 (児童福祉法第17条)	社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。 (保護司法第1条)	国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、若し、これが侵害された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 (人権擁護委員法第1条、2条)	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 (行政相談委員法第1条)
委嘱を受けるための条件等	知事の推薦	保護観察所の長の推薦	市長の推薦 議会の承認	市長の推薦
市の委員数	108人	21人	9人	3人



委員名には意味があるんですね。



つながッテルね!
条例35条

(広域連携)
市は、広域化する行政課題に対して、近隣およびその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

身近な相談相手、見守り役を目指して～民生委員・児童委員の取組～

互助

「奉仕や愛の精神が必要」「守秘義務に絡むものも多く、輪番でできる仕事ではない」「やりがいはある」 倉井会長および石橋支部の副会長のお二人にインタビューしました。



民生委員制度は、平成29年に制度創立100周年を迎えました！大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」が起源です！

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。任期は3年です(再任可)。また、主任児童委員は、主に学校とのパイプ役として学校との調整役を担っています。



定期的な会議や研修でスキルアップ



福祉運動会でお手伝い



民生委員は各地区で毎月会議をもち、情報交換や研修をしています。会議を始める前に全員で信条を朗読し、意識の高揚を図っています。



民生委員自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

本市では108人の委員が活動しています。【問合せ先】社会福祉課 ☎0285-32-8899



民生委員・児童委員による有志の活動
委員としての仕事とは別に、毎月開催される認知症カフェのお手伝いをしてい一部は民生委員もいらっしやいます。(写真はH29年12月開催時の模様)
【認知症カフェの問合せ先】高齢福祉課 ☎0285-32-8904

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防を含めた交流・憩いの場です。



つながッテルね!
条例11条

(市民の権利)一部抜粋
安全かつ安心な生活を営むことができること。

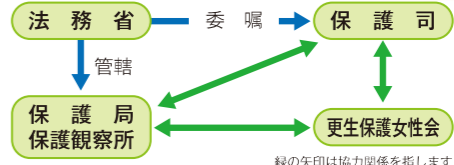
立ち直りを支える地域のちから～保護司の取組～

互助



栃木県内は、13の保護区に分かれています。

保護司の主な活動は、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防で、研修等にも参加しています。また、活動に際しては、保護観察官と協力し任にあたっています。なお、栃木県(宇都宮地方裁判所管)内を管轄しているのは、宇都宮保護観察所です。一部の事業については、更生保護女性会や雇用主会(22社)と連携協力し実施しています。
※ 雇用主会とは、保護対象者を雇い入れ、社会復帰を支援している組織です。



保護司法に基づき県の区域を分けて定められた保護区があり、下野市は下野保護区に含まれます。

- 下野保護区
 - 下野市分区
 - 上三川町分区
 - 壬生町分区

【問合せ先】下野市社会福祉課 ☎0285-32-8899
宇都宮保護観察所(宇都宮市小幡2-1-11) ☎028-621-2391



地域の目 part 2 社会を明るくする女性のちから～更生保護女性会の取組～

互助

地域社会の犯罪・非行の未然防止のために社会を明るくする啓発活動などを行うとともに青少年の健全な育成を支え、犯罪を犯した人や非行のある少年の更生を目的に活動しているボランティア団体です。保護司会と協力関係にあり、合同研修会の開催やダルク女性シェルター(覚醒剤、有機溶剤、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設)との協働活動、イベントでの啓発活動等を行っています。例年、市内小中学校を訪問し、チューリップの球根を贈呈し、一緒に定植するなどの活動も行っていきます。



戦争孤児の支援が起源とされる更生保護女性会は、会の趣旨に賛同する女性が加入できる任意団体です。一緒に活動する方を募集しています。



【問合せ先】下野市社会福祉課 ☎0285-32-8899

ダルクの女性による琉球太鼓の演奏



つながッテルね!
条例6条

(情報提供)
議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。